

現 行	改 定	適 用
<p data-bbox="566 478 878 527">平成 29 年度版</p> <p data-bbox="397 674 1047 810">北海道開発局 電気通信工事仕様書</p> <p data-bbox="465 1608 979 1644">北海道開発局事業振興部技術管理課</p>	<p data-bbox="1656 495 1967 543">平成 30 年度版</p> <p data-bbox="1486 680 2136 816">北海道開発局 電気通信工事仕様書</p> <p data-bbox="1555 1587 2068 1623">北海道開発局事業振興部技術管理課</p>	

現 行	改 定	適 用
<p style="text-align: center;">電 気 通 信 工 事 仕 様 書</p> <p style="text-align: center;">総 目 次</p> <p>第1編 共通編 1-1</p> <p>第2編 器具及び材料編 2-1</p> <p>第3編 電気通信設備工事共通編 3-1</p> <p>第4編 電気設備編 4-1</p> <p>第5編 通信設備編 5-1</p> <p>第6編 電子応用設備編 6-1</p> <p>電気通信設備工事施工管理基準及び規格値</p> <p>電気通信設備工事写真管理基準</p> <p>付 表 付-1</p>	<p style="text-align: center;">電 気 通 信 工 事 仕 様 書</p> <p style="text-align: center;">総 目 次</p> <p>第1編 共通編 1-1</p> <p>第2編 器具及び材料編 2-1</p> <p>第3編 電気通信設備工事共通編 3-1</p> <p>第4編 電気設備編 4-1</p> <p>第5編 通信設備編 5-1</p> <p>第6編 電子応用設備編 6-1</p> <p>電気通信設備工事施工管理基準及び規格値</p> <p>電気通信設備工事写真管理基準</p> <p>北海道開発局独自 独-1</p> <p>付 表 付-1</p>	<p style="text-align: center;">【北海道開発局独自】追加</p>

現 行	改 定	適 用
<p>付 表 付-1</p>	<p>北海道開発局独自..... 独-1</p> <p>付 表 付-1</p>	<p>【北海道開発局独自】追加</p>

現 行	改 定	適 用
<p>第1編 共通編</p> <p>1-1-1 適用</p> <p>10.現場説明書 現場説明書とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。</p> <p>11.質問回答書 質問回答書とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答する書面をいう。</p> <p>12.契約図面 契約図面とは、契約時に設計図書の一部として契約書に添付されている図面をいう。</p> <p>1-1-3 設計図書の照査等</p> <p>2.設計図書の照査 受注者は、施工前および施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。</p> <p>1-1-4 施工計画書</p> <p>2.変更施工計画書 受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>1-1-18 建設副産物</p> <p>4.再生資源利用計画 受注者は、土砂、碎石または加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p>5.再生資源利用促進計画 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p>	<p>10.契約図面 契約図面とは、契約時に設計図書の一部として契約書に添付されている図面をいう。</p> <p>11.現場説明書 現場説明書とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。</p> <p>12.質問回答書 質問回答書とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答する書面をいう。</p> <p>2.設計図書の照査 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。 なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、監督職員からの指示によるものとする。</p> <p>2.変更施工計画書 受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合（工期や数量等の軽微な変更は除く）には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>4.再生資源利用計画 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p>5.再生資源利用促進計画 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p>	<p>項番号修正（並び替えによる修正）</p> <p>文言の修正・追加</p> <p>文言の追加</p> <p>文言の修正・追加</p> <p>文言の追加</p>

現 行	改 定	適 用
<p>1-1-18 建設副産物 (新規)</p> <p>7. 一時保管 8. 産業廃棄物の保管施設ガイドライン 9. 建設副産物適正処理推進要綱 10. 北海道循環資源利用促進税</p> <p>11. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律</p> <p>(1) 受注者は、工事着手前に「建設リサイクル法」第 11 条の通知に係る別表イ、ロ様式「再生資源利用（促進）計画書」を監督職員に提出しなければならない。 この別表イ、ロ様式「再生資源利用（促進）計画書」は、建設副産物に係る情報入力システムや国土交通省のシステムである C R E D A S を活用し作成するものとする。提出はデータあるいは印刷物とする。</p> <p>(2) 受注者は、施工計画作成時、工事完了及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータのを入力を行い C R E D A S を使用して入力を行ったデータを提出しなければならない。</p> <p>1-1-30 環境対策 4. 廃油等の適切な措置</p> <p>受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。</p> <p>第3編 電気通信設備工事共通編 4-12-1 コンクリート柱建柱</p> <p>1. 鉄筋コンクリート柱または鋼管を主体とするもので、末口19cm以下及び設計荷重が700kg以下の電柱の根入れは、全長が15m以下の場合は全長の1/6以上、15mを越え16m以下の場合は2.5m以上とする。ただし、傾斜地、岩盤などでは根入れ長さを適宜増減してもよい。</p>	<p>7. 建設副産物情報交換システム</p> <p>コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。また、建設副産物実施調査（センサス）についても、対象となる建設副産物の品目について、データを入力し、調査票を監督職員へ提出すること。なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとする。なお、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>8. 一時保管 9. 産業廃棄物の保管施設ガイドライン 10. 建設副産物適正処理推進要綱 11. 北海道循環資源利用促進税</p> <p>12. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律</p> <p>(1) 受注者は、工事着手前に「建設リサイクル法」第 11 条の通知に係る別表イ、ロ様式「再生資源利用（促進）計画書」を監督職員に提出しなければならない。 この別表イ、ロ様式「再生資源利用（促進）計画書」は、建設副産物に係る情報交換システムを活用し作成しなければならない。提出は PDF 形式のデータあるいは印刷物とする。</p> <p>(2) 受注者は、施工計画作成時、工事完了及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに建設副産物に係る情報交換システムにデータのを入力を行い PDF 形式のデータあるいは印刷物を提出しなければならない。</p> <p>4. 廃油等の適切な措置</p> <p>受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。</p> <p>1. 鉄筋コンクリート柱または鋼管を主体とするもので、末口19cm以下及び設計荷重が6.87kN以下の電柱の根入れは、全長が15m以下の場合は全長の1/6以上、15mを越え16m以下の場合は2.5m以上とする。ただし、傾斜地、岩盤などでは根入れ長さを適宜増減してもよい。</p>	<p>建設副産物情報交換システムの運用に基づき改定</p> <p>項番号修正（「7.」追加による）</p> <p>項番号修正（「7.」追加による） 文言の修正</p> <p>文言の修正</p> <p>文言の修正</p> <p>基準に合わせた修正</p>

現 行	改 定	適 用
<p>(新規)</p>	<p>北海道開発局独自</p> <p>独-1</p>	<p>【北海道開発局独自（表紙）】追加</p>

現 行	改 定	適 用
<p>(新規)</p>	<p style="text-align: center;">第1編 共通編</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第2節 特記事項</p> <p>特記事項は「道路・河川工事仕様書」北海道開発局独自 第1編 共通編 第1章 総則 第2節 特記事項による。</p> <p style="text-align: center;">独-3</p>	<p>【北海道開発局独自（本文）】追加</p>